

城陽市 LINE 公式アカウント情報配信システム導入・運用業務委託に関する
公募型プロポーザル募集要領

1. 事業の趣旨・目的

情報発信のデジタル化を進め、より効果的・効率的に情報発信し、市民の利便性向上を図ることを目的とした「LINE 公式アカウント」を通じた LINE メッセージングサービスの導入にあたり、システムの構築・運用を適切に行える業者を、公募型プロポーザル方式により選定するもの。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 城陽市 LINE 公式アカウント情報配信システム導入・運用業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 : 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
※長期継続契約を想定
- (4) 委託上限額 : 令和 8 年度計上額とする。
また、本市からの予定額や上限額の設定は行わず、機能と金額を総合的に評価する。本提案で示された概算見積書は参考資料であり、契約額となるものではないが、選定後の追加費用は原則として認めない。ただし、本市の都合により、選定後に機能を追加する場合等はこの限りでない。
- (5) 特記事項 : 本事業の実施は、令和 8 年度予算に係る城陽市議会の議決を経て有効とする。よって、城陽市議会において否決された場合は、契約を締結しない、または変更することがある

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「

法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市 企画管理部 秘書広報課 広報広聴係

電話 0774-56-4051 FAX 0774-55-7774

メールアドレス koho@city.joyo.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア配布期間：令和7年8月8日～9月1日

イ配布場所及び受付場所

秘書広報課広報広聴係(平日の午前9時～午後5時まで)、本市ホームページ

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア提出期限：令和7年9月1日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ提出場所：城陽市秘書広報課広報広聴係

ウ提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(一般書留、簡易書留又はレターバックプラス等の到着確認ができる方法による)。

5. 質疑・回答

(1) 受付期間：令和7年8月8日～令和7年8月18日午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、電子メールにより、4(1)に提出すること。

- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 ア件名は「城陽市 LINE 公式アカウント情報配信システム導入・運用業務委託に関する質問」とすること。
 イ質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 ウ質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和 7 年 8 月 2 5 日
- (5) 回答方法：質疑への回答は、社名等を除いた形で本市ホームページに掲載する。

7. 応募書類

(1) 提出書類

ア参加表明書	正 1 部
イ企画提案書	正 1 部・写し 6 部
ウ価格提案書（見積書）	正 1 部・写し 6 部
エ業務実績調書	正 1 部・写し 6 部
オ消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3：法人用、その 3 の 2：個人用）	1 部

※申請日から 3 か月以内に発行されたものに限る。

※写しでも可。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、城陽市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ提出された応募書類は返却しない。

エ企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

令和7年9月11日を予定しているが、詳細は別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者等の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウア、イに関わらず、総合点が基準点に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カその他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の別を通知する。

10. 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と城陽市との間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約の手続きを行う。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続きを中止することがある。
- (8) 本契約は長期継続契約である。本契約に係る予算が城陽市議会において減額又は削減された場合は、本市は、本契約を解除することができる。解除に伴い損害を生じた場合、相手方は残存契約期間に相当する金額の範囲内で損害の補償を請求することができる。この場合において、必要な事項は契約の当事者間において協議し定めるものとする。